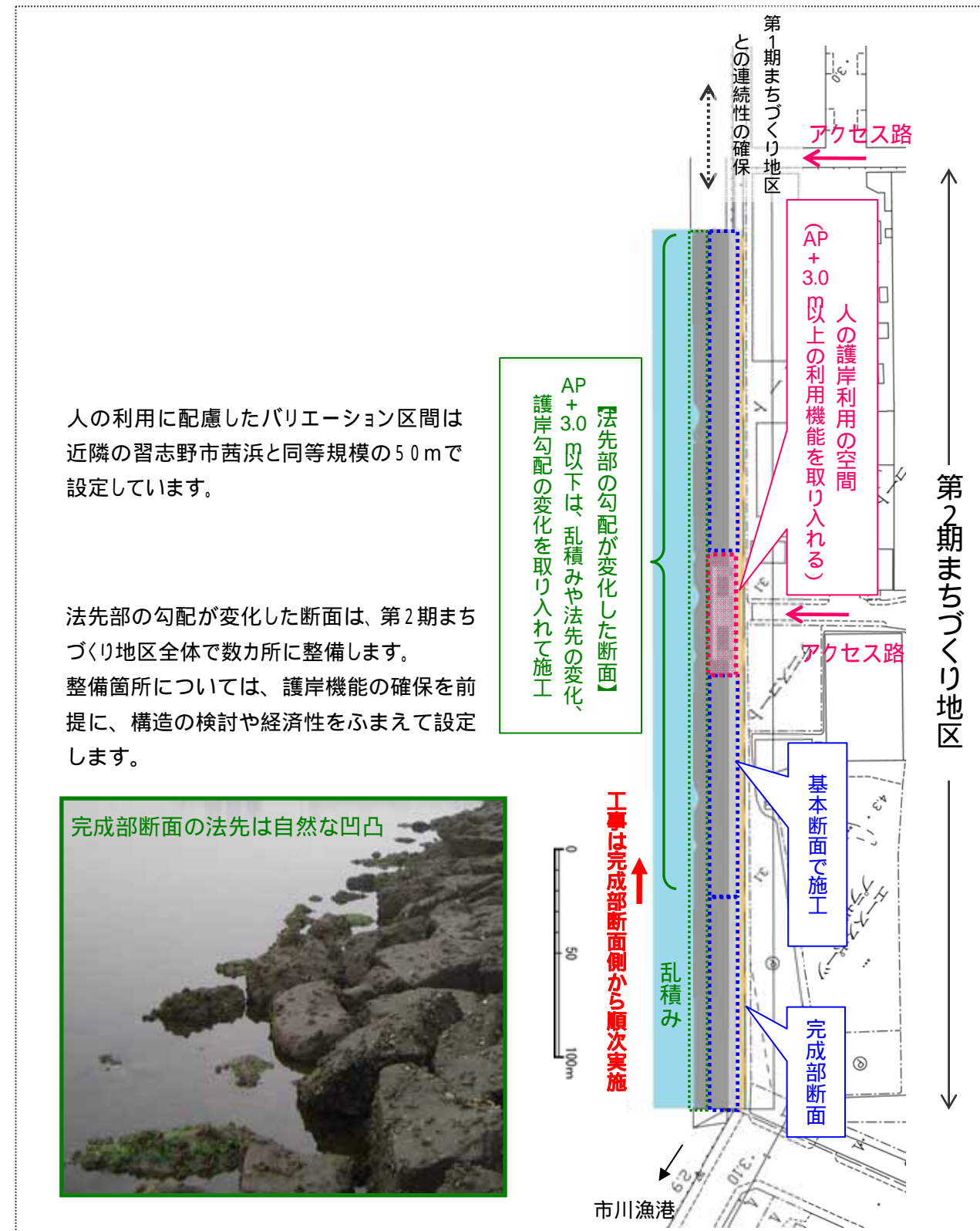


護岸バリエーション検討資料

1. 護岸バリエーションについての主なご意見と護岸断面への反映

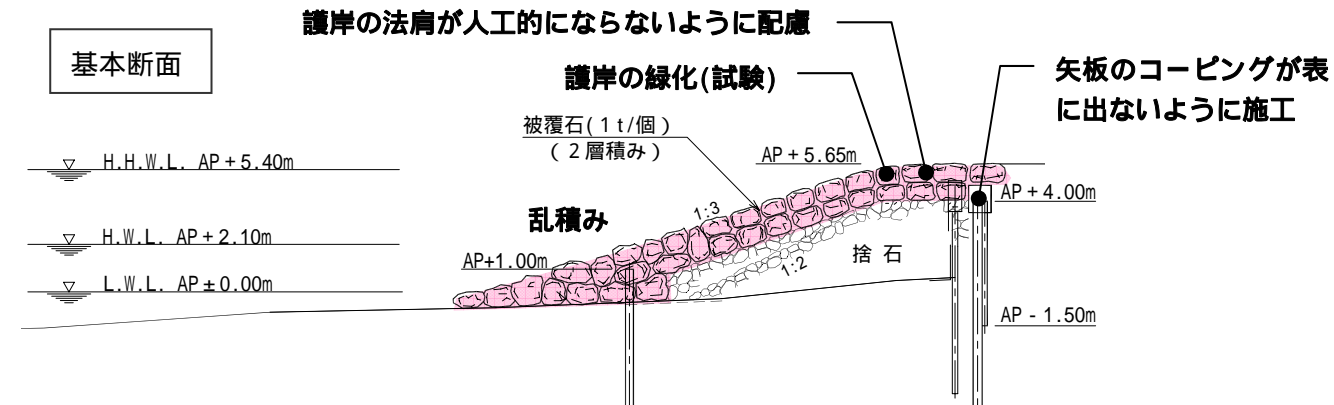
これまでの委員会・勉強会での主なご意見	第2期まちづくり地区前面の護岸断面に反映した機能
<p>デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 天端の通路が平面的に曲線を描いていた方が景観的に良い。 展望場所、遊歩道等の整備により海に触れ合える場として工夫すべきである。 パーゴラ等の施設は必要ないと思う。 天端の緑が連続することが望ましい。今後、緑化計画の検討が必要である。 階段、小段の前は降りる人がいるかもしれないので、安全のために法先に変化を付けないほうがよい。 人がアクセスする場所は、人工物(ブロック等)を使用してもよいのではないか。(茜浜の例のように) 自然素材を使うと違和感がなくてよい。 階段ブロックを用いる場合は、色等の景観的な配慮が必要である。 水際の縦断方向の利用を検討したい。 石積み護岸は殺伐としているので緑化することにより景観に配慮する。 護岸の緑化は雑草が多くなって管理が大変であり、部分的実施がよい。 	<p>散策路 ベンチ</p> <p>天端の植栽 安全対策の施設(注意看板)</p> <p>水際へのアプローチ(石積階段、 コンクリート階段、階段ブロック)</p> <p>水際の歩行空間(小段) 護岸の緑化</p>
<p>生物指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 潮間帯の距離を延ばすことが生物にとってよい。 A P + 3.0 mより下の部分でカーブを描いたほうがよい。湾入部ができると沿岸流や離岸流が生じ、生物の生息に都合がよい。また、景観上も好ましい。 木杭は強度的にもたないのではないか。 被覆石整備済区間の現状のように、石同士の間隔があいていると稚魚に適した環境であると考える。 50m 区間に限らず、現状の深浅図を把握して可能な範囲で法先に砂付けを実施できないか。 海岸保全区域内で護岸をどのような形状にすれば、砂付けに対応できるかを考えるべき。 	<p>護岸勾配(潮間帯)の変化 法先の変化</p> <p>被覆石の乱積み</p>

赤字: 第27回委員会を踏まえ追加したご意見



人の利用に配慮したバリエーション区間は近隣の習志野市茜浜と同等規模の50mで設定しています。

法先部の勾配が変化した断面は、第2期まちづくり地区全体で数カ所に整備します。整備箇所については、護岸機能の確保を前提に、構造の検討や経済性をふまえて設定します。



2. 整備イメージ

候補案

【整備コンセプト】 人の水際利用の利便性に配慮した空間
(小段とアクセスしやすい階段)

- ・背後地からのアクセス道部分(中央部)に階段ブロックを配置
- ・小段を設け、水際での連続的な利用に配慮

【導入した機能】

- 散策路 ベンチ 天端の植栽
- 安全対策の施設(注意看板)
- 水際へのアプローチ(石積階段2箇所、階段ブロック1箇所)
- 水際の歩行空間(小段) 護岸の緑化
- 護岸勾配(潮間帯)の変化 法先の変化
- 被覆石の乱積み

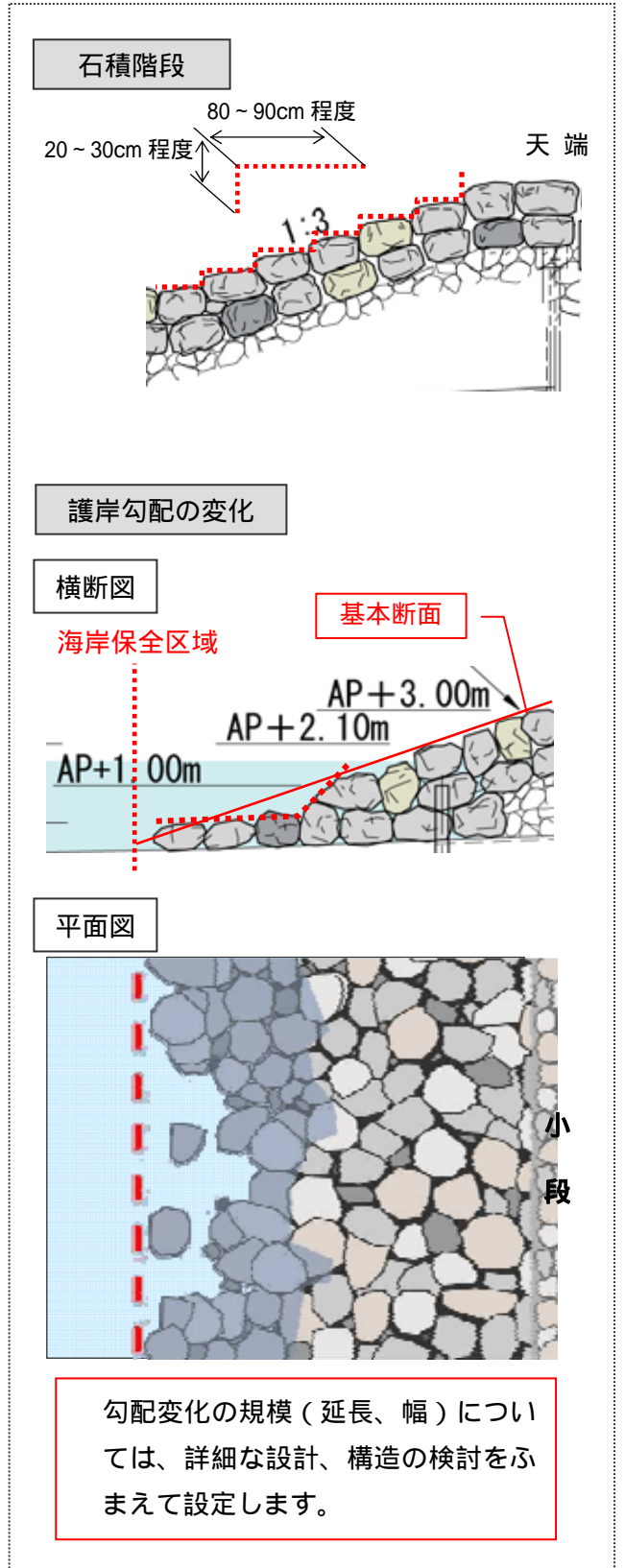
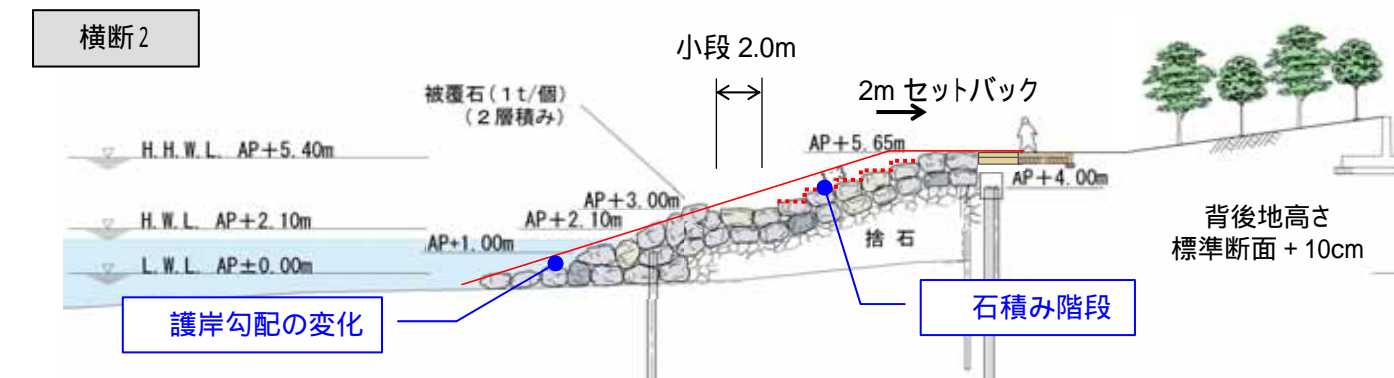
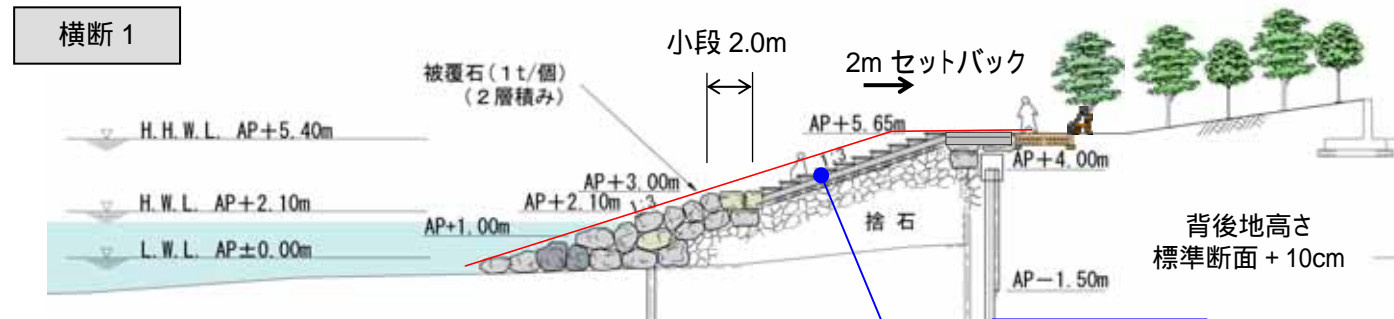
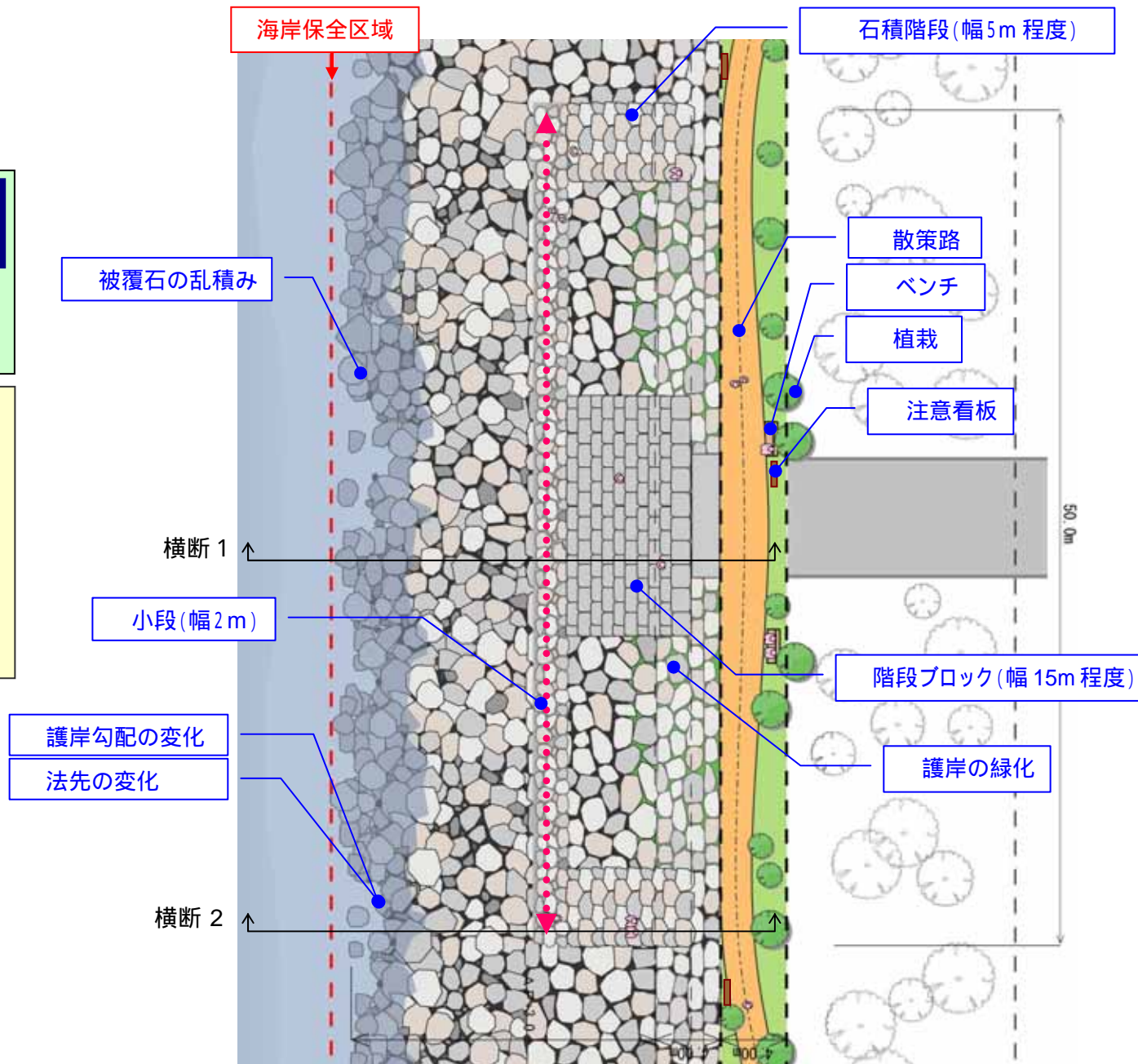
【階段ブロックイメージ写真】

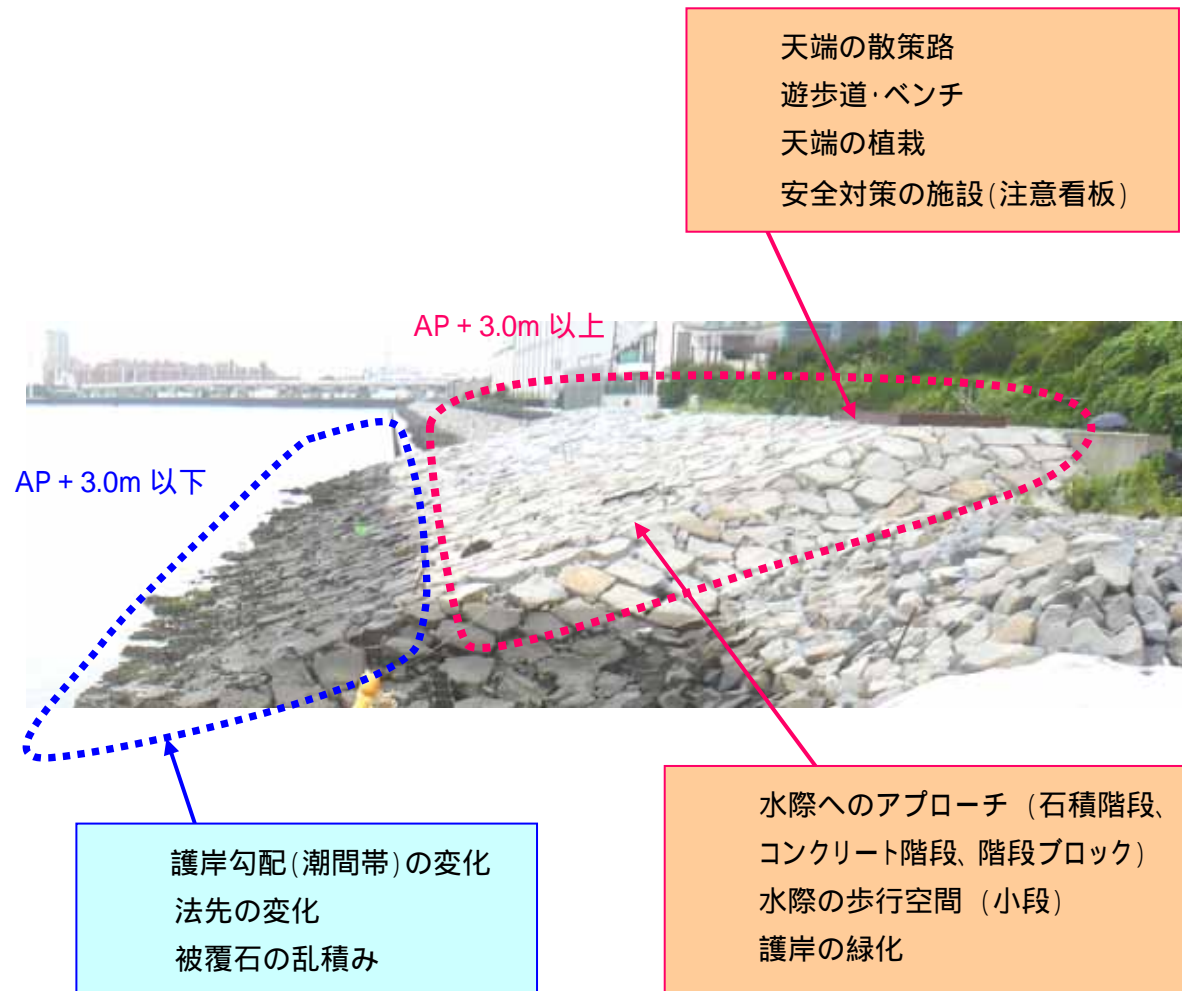
色や素材に留意して、コンクリートの人工的な印象の軽減に配慮する



ブロックの表面が砂のようになっている

【石積階段イメージ写真:新潟県寺泊】





現在の完成断面区間の法先は、自然の凹凸が生じている。

3. 整備事例 習志野茜浜



- ・茜浜(総延長約500m)では、25m程度の階段が2箇所設けられている。
- ・天端部には、曲線的な遊歩道、ベンチ、照明灯、パーゴラ、植栽帯(芝等)が整備されている。

天端の施設(植栽、遊歩道、ベンチ)



参考写真:三番瀬における完成断面区間

平成21年6~7月撮影



現状では、人工的に石積の勾配を変化させなくても、法先に自然の凹凸が生じている